

カナダで普及が進む教育資金形成制度 RESP

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. 平成 25 年度税制改正で「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設された。これは、子や孫へ教育資金を上限 1,500 万円まで一括贈与する場合、贈与税が非課税になるというもので、2013 年 4 月から 2015 年末までの贈与に適用される。家計の教育費負担を支援する税制措置は、米国をはじめ主要国でも導入されている。カナダでは「登録教育貯蓄プラン (RESP)」が子どもの将来の高等教育費に備えるための制度として普及しており、親による教育資金形成と祖父母による資産移転・形成の両方の目的で利用されている。
2. RESP とは、カナダ政府によって認可され、税制上の優遇措置が付与された高等教育資金形成制度である。少額から利用でき、所得に応じた給付金が政府から付与されることもあり、資力に余裕ある家計のみならず幅広い所得・資産階層を支援する制度設計となっている。この制度はカナダ家計の大学教育資金作りの上で重要な役割を果たしており、現在は対象となる子どもの 44% が利用し普及が進んでいる。
3. カナダでは、大学授業料は消費者物価を上回る高騰が続いてきたが、RESP は家計の教育資金作りを支援する制度として早くに導入され、使い勝手の良い制度にするための工夫が重ねられてきたという経緯がある。また、国のみならず州政府も協力して制度が整えられてきたことや、RESP を利用して子どもの高等教育のために築いた資産を、税制措置を維持しながら親自身の退職資金形成制度に移せることも、制度設計上の工夫として注目されよう。
4. わが国に目を転じると、カナダに比べて高等教育段階の家計負担が重く大学授業料も高いが、家計の大学教育資金形成を支援する恒久的な制度は導入されていない。しかし、20~40 歳代の貯蓄目的として「こどもの教育資金」が筆頭に挙げられていることや、家計資産の 6 割が 60 歳以上に偏在していることから、教育のための資金形成を支援する制度を導入すれば、その恩恵を、世代や所得・資産階層を問わず幅広い家計で享受できると考えられる。
5. 人口が減少するわが国において、中長期的な成長戦略を考える上で「人材育成」は重要な要素であるが、今後はそのための費用をいかに手当していくのかについても、議論を重ねていく必要がある。海外ではそのための制度整備が着実に進められていることに注目するべきではないだろうか。

平成 25 年度税制改正で「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設された。これは、子や孫などへ教育資金を上限 1,500 万円まで一括贈与する場合、贈与税が非課税になるというもので、2013 年 4 月から 2015 年末までの贈与に適用される。

家計の教育費負担を支援するような税制措置は、主要国でも導入されている。カナダでは登録教育貯蓄プラン（Registered Education Savings Plans、以下 RESP）が子どもの将来の高等教育費に備えるための制度として普及しており、親による教育資金形成と祖父母による資産移転・形成の両方の目的で利用されている。本稿ではその概要を紹介することで、わが国において家計の教育費負担をどのように支援し、人材育成を図るかを考えるための示唆を得たい¹。

RESP とは

RESP とは、カナダ政府によって認可され、税制上の優遇措置が付与された高等教育資金形成制度である。親や祖父母等が資金を拠出し、子や孫の将来の高等教育費に備えるために利用されることが多く、利用者の所得制限がなく、政府給付金の付与や運用益の課税繰延など魅力も多いことから、広く利用されている制度である。

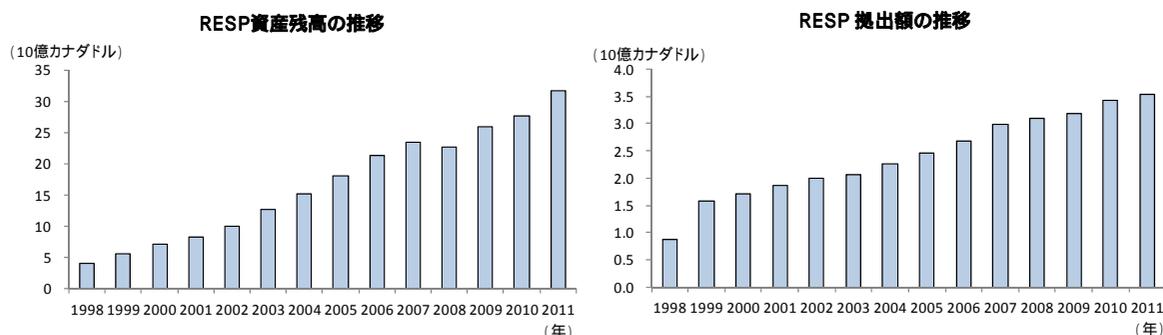
RESP は 1974 年にカナダ政府によって導入された。導入後しばらくは資産規模が伸び悩んでいたが、その後 90 年代と 2000 年代に次々と導入された税制優遇措置によって拡大に弾みがついた。特に 1998 年には、政府給付金であるカナダ教育貯蓄助成金（Canada Education Savings Grant、以下 CESG）が導入され、RESP 口座へ家計が拠出すると政府から給付金が付与されるようになったことから、家計による RESP の利用と早期拠出が促された。また、低所得層における RESP 口座の利用を促すために、2004 年にはカナダ学習給付金（Canada Learning Bond、以下 CLB）が導入され所得に応じた給付金が付与されることになり、さらに 2005 年には追加 CESG（Additional CESG）が導入され CESG についても所得に応じて給付額が上乘せされることとなった。また拠出上限額についても、高等教育機関の授業料高騰²に対応して 1996 年と 2007 年に引き上げられ、家計が利用しやすい制度へと改善された。

このような制度改革を背景に、RESP の資産残高は過去 10 年間で 3.2 倍へと増加しており、金融危機を経ても資産残高の増加トレンドは続いている（図表 1）。2011 年末の資産残高は 316 億カナダドル、年間拠出額は 35 億カナダドル、RESP 口座への年間平均拠出額は 1,453 カナダドルである。

¹ 本稿は、平成 24 年度金融庁委託調査『教育資金を通じた世代間資産移転促進制度に関する調査研究』におけるカナダについての内容を抜粋し一部加筆したものである。

² カナダ統計局によると、大学授業料（公立と私立の加重平均）は 90 年代の 10 年間で 2.4 倍になり、その後も一貫して上昇が続き 2012/13 年度までの 10 年間でも 1.5 倍になっている。

図表 1 RESPの資産残高と年間拠出額の推移



(注) 政府給付金を RESP 口座に受給した人のみを対象としている。

(出所) カナダ人材社会開発省 (HRSDC) “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011”より野村資本市場研究所作成

RESPの仕組み

RESPの仕組みは図表2、図表3に示した通りである。以下では資金拠出、資金運用、資金引出の各段階における概要を述べる。

1. 資金拠出

RESP加入希望者は、RESP取扱業者 (RESP Promoter³) として政府に登録された銀行や信用組合などの金融機関、認可ファイナンシャルプランナー、グループプラン・ディーラーを通じて、口座を開設する。加入者と受益者がカナダ居住者であり、それぞれ社会保険番号を持っていることが要件となる。資金を拠出する方法はプランによって異なるが、一括または定期的に拠出することができる⁴。年間の拠出額の上限はないが、一人の受益者に対する生涯拠出上限額は5万カナダドルである⁵。同一受益者のために複数のRESP口座を開設することはできるが、その場合でも拠出上限額は合計で5万カナダドルである。拠出額の所得控除はできない。

RESP口座に対し、カナダ政府と州政府の一部から給付金が付与される。カナダ政府の給付金にはCESGとCLBがある。それぞれ次のように定められている。

³ RESP Promoterは、RESPや政府給付金の要件に係る情報や取引手続きを、RESP存続期間を通じて管理する責任を負う。また、カナダ歳入庁 (CRA) にRESP Promoterとして登録され、カナダ人材社会開発省 (HRSDC) にParticipating RESP Promoterとして登録される必要がある。

⁴ 家族プランの場合、資金拠出は受益者が31歳になるまで、RESP口座の存続期間は最長35年と定められている。ただしRESP口座の資産移管は受益者が31歳以上でも認められている。

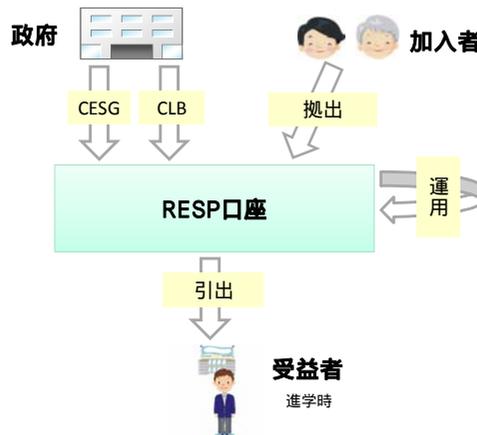
⁵ 年間拠出額上限は、1996年が2,000カナダドル、1997-2006年が4,000カナダドル、2007年以降は上限が撤廃された。生涯拠出額上限は、1996-2006年が4.2万カナダドル、2007年から5万カナダドルとなった。なお、この金額には政府給付金は含まれない。

図表 2 RESP 概要

概要	
カナダ政府によって設立される高等教育資金形成制度。 カナダ政府から給付金 (CLB、CESG) が付与、州政府から給付金が付与される州もある。	
拠出	
加入者	親・祖父母が中心。プランによっては第三者も可。所得制限なし。
受益者	子・孫が中心。加入者自身の利用も可。
拠出者	誰でも可。
方法	一括または定期的。
初回拠出額	プランによって異なる。ゼロのところもある。
拠出上限額	受益者一人につき拠出合計額5万カナダドルまで。
所得控除	なし。
給付金	カナダ政府から毎年付与、州政府が付与する州もある。
運用	
口座所有・管理	加入者。
方法	加入者がプランの品揃えの中から選択。
受益者の変更	可能であることが多い。
運用益課税	なし(繰延)。
引出	
方法	加入者がRESP取扱業者に必要書類と共に引出申請する。
用途	適格用途に限る(高等教育費)。 適格用途外の場合は通常の所得税に加えて追加課税。
引出金課税	拠出合計額を除いた額に課税(受益者の所得として)

(出所) 野村資本市場研究所作成

図表 3 RESP の仕組み



(出所) 野村資本市場研究所作成

1) CESG

CESG には、基礎 CESG (Basic CESG) と追加 CESG (Additional CESG) がある (図表 4)。給付対象は、17 歳以下の子である。基礎 CESG は、年間 2,500 カナダドルまでの家計の資金拠出に対して、世帯所得にかかわらず政府からその 20% が給付されるというもので、最高 500 カナダドルが RESP 口座へ給付される。子一人に対する生涯給付額上限は、7,200 カナダドルである。

さらに追加 CESG が、世帯所得が年間 8 万 5,414 カナダドル以下の子の RESP 口座に対して給付される。世帯所得が 4 万 2,707-8 万 5,414 カナダドルであれば、積立金額の最初の 500 カナダドルに対して 10% (50 カナダドル) 上乘せ、世帯所得が 4 万

2,706カナダドル以下の場合には20%（100カナダドル）上乘せされる。

2011 年年間では、CESG は 7 億 300 万カナダドル給付され、そのうち 6 億 5,800 カナダドルが基礎 CESG である（図表 5）。受給者数は 231 万人であり、そのうち 161 万人が基礎 CESG のみ受給した。CESG の新規受給者は 27.3 万人であり、その平均年齢は 3.58 歳となっている。また、2011 年末時点での CESG 対象者 692 万人のうち、CESG を一度でも受給したことがある人は 302 万人であり、参加率は 43.6%となっている。

2) CLB

CLB は中程度以下の所得層に対して、子どもの将来の高等教育費のために早期からの貯蓄を奨励することを目的にした給付制度である。国民児童給付補足（National Child Benefit Supplement; NCBS）⁶の受給資格がある世帯であれば、2004 年 1 月 1 日以降に生まれた子に対して 500 カナダドルと、RESP 口座開設料として 25 カナダドルが給付される。その後は子が 15 歳になるまで毎年 100 カナダドルが給付され、生涯給

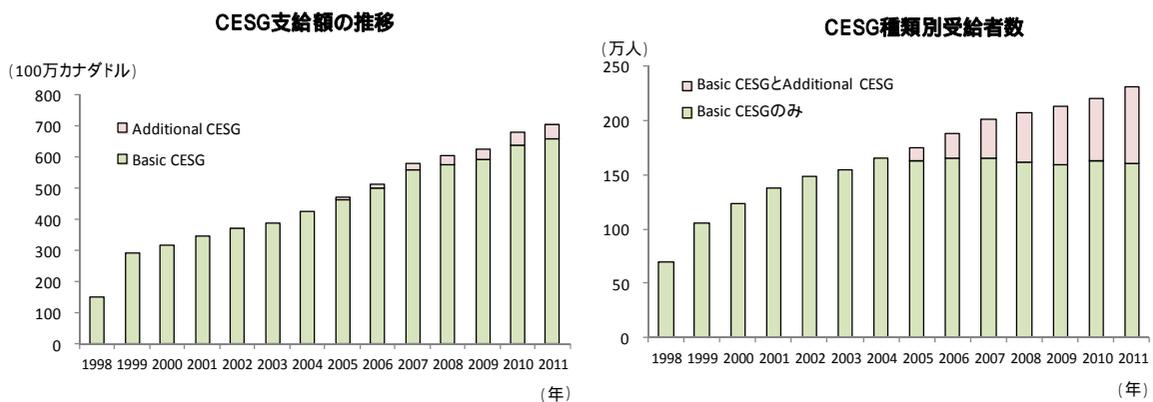
図表 4 CESG の給付条件

2012年の世帯所得	42,706ドル以下	42,707～85,414ドル	85,414ドル超
RESP年間拠出額（最初の）500ドルに対して支給されるCESG	40% = 200ドル	30% = 150ドル	20% = 100ドル
RESP年間拠出額501ドル～2,500ドルに対して支給されるCESG	20% = 400ドル	20% = 400ドル	20% = 400ドル
所得と拠出額に応じて年間で受給できるCESGの最高額	600ドル	550ドル	500ドル
生涯で受給できるCESGの最高額	7,200ドル	7,200ドル	7,200ドル

（注） 単位はカナダドル。上記は基礎 CESG と追加 CESG の合計給付額を示している。

（出所）カナダ蔵入庁（CRA）資料より野村資本市場研究所作成

図表 5 CESG の支給額と受給者数の推移



（出所）カナダ人材社会開発省 “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011” より野村資本市場研究所作成

⁶ NCBS は連邦政府と地方政府が協同で子どもの貧困削減を目指すための取組みである Canada Child Tax Benefit（CCTB）の一環である。

付上限額は 2,000 カナダドルである。給付金を受け取るには、RESP 口座を開設していることが条件になる。

2011 年年間では、26 万 8,300 人の子どもが 7,902 万カナダドルを受給した（図表 6）。また、CLB を受給するために RESP 口座への拠出が必ずしも求められるわけではないが、CLB 受給者の 81.7%が拠出しており、拠出平均額は 1,005 カナダドルである。また、制度導入後の累計では、CLB 受給者は 38 万 6,925 人にのぼり、給付対象者の 24.4%が受給したことになる。

3) 州政府

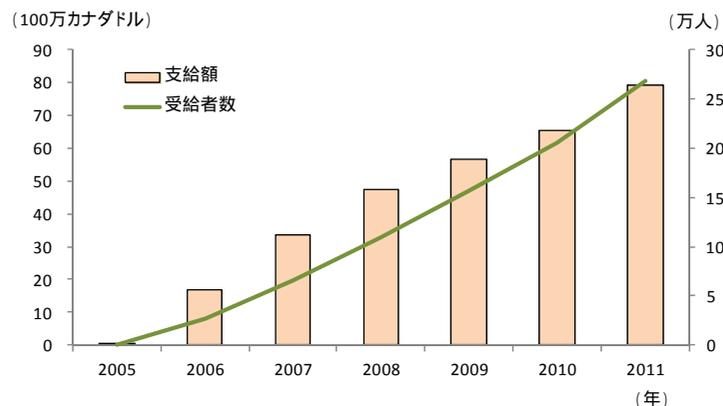
州政府の中にも、RESP 口座に対して独自の給付を行い、家計を支援しているところがある。アルバータ州では、2005 年以降に生まれた子の RESP 口座に、州政府から 500 カナダドルが給付される。また、子が 8 歳・11 歳・14 歳に達した時、同州の学校か指定校に通学していれば、100 カナダドルが追加給付される。ケベック州では、2007 年 2 月 21 日から、上限 2,500 カナダドルまでの RESP への年間拠出額に対し 10%の還付可能な税額控除がある。更に、中低所得世帯に対しては、RESP への年間拠出の最初の 500 カナダドルに対し 5%または 10%が上乘せされる。

2 . 資金運用

RESP 口座の所有者は加入者であり、加入者が運用先を選択する。RESP 口座で資金を運用するプランとしては、家族プラン、個人プラン、グループプランの三種類に大別される。いずれのプランにおいても、RESP 口座で資金を運用する際には、運用益は課税されずに繰り延べられる。

家族プランでは、複数の受益者を指定することができるが、受益者は加入者の血縁関

図表 6 CLB の支給額と受給者数の推移



(出所) カナダ人材社会開発省 “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011”より野村資本市場研究所作成

係者（子、孫、兄弟姉妹など、養子も対象）に限られる。また受益者は指名される時点で21歳未満でなくてはならない。

個人プランでは、受益者は一人だが、血縁関係は問われない。年齢制限もなく、社会人が自分自身のためにも利用することができ、入金額の変更も自由なものが多い。RESP取扱業者別にプランを整理すると（図表7）、と のプランは銀行や信用組合、証券会社、投資信託の運用会社などが提供しており、加入者は金融機関の窓口等でアドバイスを得ながら、プランで提供される運用商品（預金、債券、Guaranteed Investment Certificate(GIC)、投資信託、株式）の中から資金運用先を選択することになる。

グループプランは、受益者は一人だが、血縁関係は問われない。グループプランはグループ奨学金プランとも称され、非営利の財団や信託によって運営されており、プランを販売する営利会社が傘下にあることが多い。グループプラン大手として、Canadian Scholarship Trust Plan⁷や Heritage Educational Funds RESPs⁸などがある。プラン加入者は一定期間に定期的な拠出が求められる。同じ年に生まれた子どもへの拠出金はまとめて運用されるが、その資金の管理・運用は（外部の）銀行や運用会社が担い、プランの指示によりカナダ国債などリスクの低い投資先で運用される。

図表7 RESP取扱業者とプラン

	RESPの取扱業者・プラン			
	銀行、信用組合	投資信託の運用会社	証券会社	グループプラン・ディーラー
	(個人プラン、家族プラン)			(個人プラン、家族プラン、グループプラン)
投資オプション	・預金 ・GIC ・投資信託	・投資信託	・T-bill ・債券 ・投資信託 ・株式	一般的に、T-bill、GIC、債券などへ投資する
リスク/リターン	・GICは、リスクが低く、安定したリターンが期待できる。 ・投資信託・株式は高いリターンを得られる可能性はあるが、GICよりもリスクは高い。			リスクが低く、安定したリターンが期待できる。
投資判断	加入者もしくはアドバイザーが適切な投資商品・投資割合を決定。			加入者が全ての投資判断を行う。
拠出	加入者が、拠出時期と拠出金額を決定。			・個人プラン、家族プランは同左。 ・グループプランは加入者がプラン開設時に設定したスケジュールに従い拠出。 拠出金は他の拠出者と同じ口座にプールされる。 拠出しなかった場合は、口座が不履行となり、プランが打ち切られる可能性がある。 継続するには、追加料金と利息を支払う必要がある。
引出	・元本はいつでも非課税で引出可能。 ・ただし給付金は政府へ返還しなくてはならない。 ・条件を満たせば運用益の引出も可能。 ・口座から現金を引き出す場合は、課税されるが、特定の場合に限り納税額を減額できる。			・引出額や頻度は他プランに比べて条件がより厳しい可能性がある。 ・投資前に必ず目録見書を確認する必要がある。

（出所）オンタリオ証券委員会（Ontario Securities Commission）“Saving for your child's education”より
野村資本市場研究所作成

⁷ Canadian Scholarship Trust Foundation が取扱業者であり C.S.T. Consultants Inc.が販売する。Royal Bank of Canada, TD Asset Management Inc., Beutel, Goodman & Company Ltd., Greystone Managed Investments Inc., MFS McLean Budden, Canso Investment Counsel Ltd.が拠出金の受入・運用を行う。

⁸ Heritage Educational Foundation が取扱業者であり Heritage Educational Funds Inc.が販売する。Scotiabank, Scotia Asset Management L.P., CIBC Wood Gundy, UBS Investment Management Canada Inc., Yorkville Asset Management Inc.が拠出金の受入・運用を行う。

3. 資金引出

1) 高等教育資金として引き出す場合

RESP 口座から高等教育資金として資金を引き出すには、受益者が適格な高等教育機関⁹に入学している必要がある。加入者が RESP 取扱業者に引出申請書と入学証明書を提出する必要があるが、用途を証明するための領収書は求められない。加入者が資金の引出方法や解約商品を指定し、加入者の指示により資金が受益者に送付される。

引出額にも規定があり、新学期最初の 13 週以内では、政府給付金や運用益から最高 5,000 カナダドルを引き出すことができる。拠出元本¹⁰からの引出や、13 週以降の引出については、制限はない。

引出資金は受益者が自らの所得として申告するため、所得税率は大抵の場合、加入者の税率よりも低くなる。課税対象は、政府給付金と繰り延べられた運用益である、教育支援支払金 (Educational Assistance Payment、以下 EAP) であり、拠出元本は課税されない。仮に、受益者に指定していた子が高等教育機関へ進学せず RESP 口座資金を使用しない場合には、税制上の優遇措置を維持したまま受益者を兄弟姉妹へ変更することも可能である¹¹。

2) 高等教育資金以外の目的で引き出す場合

高等教育資金以外の目的で引き出す場合は、一定の条件を満たす必要がある¹²。この場合、拠出金は課税されずに加入者が受け取れるが、政府給付金は政府へ返還しなくてはならない¹³。高等教育資金以外の目的で (政府給付金を含めた) RESP への拠出金の運用益である、累積収入支払金 (Accumulated Income Payment、以下 AIP) を引き出す場合、加入者は以下の二つの方法で受け取ることができる。ただし、最初の AIP 引出が行われた年の翌年 2 月末までに、RESP は終了されなくてはならない。

現金：受け取った年の加入者の所得として所得税に加えて 20%¹⁴のペナルティ課税を払うことにより、現金で受け取ることができる。

RRSP への移管：加入者本人または配偶者の個人年金制度である、登録退職貯蓄プラン (Registered Retirement Savings Plan、以下 RRSP) へ、生涯最高 5 万カナダドルまで移管することができる¹⁵。この場合、所得税と 20%のペナルティは課されない。

⁹ 大学、カレッジ、カナダ人的資源・技能開発省の認定校。海外校の場合は、高校卒業後に進学する大学相当の高等教育機関で 13 週間以上のコースがあるもの。

¹⁰ 高等教育資金として引き出された拠出元本は高等教育支払金 (Post-Secondary Education Payment; PSE) と表記。

¹¹ ただし新しい受益者は 21 歳未満でなくてはならない。

¹² 次の全ての条件を満たす必要がある。支払はカナダ在住の RESP 加入者のためになされること、支払は RESP 加入者一人だけのためになされること、次の条件のいずれかを満たすこと：(1)RESP 口座開設後 10 年以上経過しており、受益者が 21 歳以上であり EAP を受け取ることができないこと、(2)RESP 口座が開設後 35 年以上 (家族プラン以外は 40 年以上) 経過していること、(3)全ての受益者が死亡していること。

¹³ CESG については受益者の兄弟姉妹に給付余地がある場合は移管できる。

¹⁴ ケベック州では 12%である。

¹⁵ ただし、加入者の RRSP への拠出余地が十分なくてはならない。なお、加入者が RESP 口座資産を RRSP 口座へ移管する際、同じ金融機関にある口座間で移す場合等は、資産をそのまま移すことも可能である。

なお、受益者に EAP を受け取る資格がなく、加入者に AIP を受け取る資格がない場合、加入者が指定したカナダ認定教育機関に AIP が支払われる¹⁶。

3) RRSP

RRSP とは、カナダで 1957 年に導入された個人年金制度であり、拠出額の所得控除と運用益非課税（繰延）が認められている確定拠出型年金である。対象は、カナダ在住で勤労所得のある 71 歳までの人である。年間の非課税拠出限度額は、前年度の総所得の 18%（2013 年は最大 2 万 3,820 カナダドル）である。拠出額が非課税拠出限度額に達しない場合、未利用分は将来に繰り越すことができる。他方、他年金への拠出は調整して差し引かれる¹⁷。また、配偶者の所得がない場合にも拠出することができ、その拠出分を自らの所得から控除することができる。

RRSP は退職後へ向けた資産形成制度であるが、下記の場合は一時的に資金を非課税で引き出すことが認められている。自分の家を購入・建築するために、2 万 5,000 カナダドルまで非課税で引き出すことができる。ただし引き出した金額は 15 年以内に返還しなくてはならない。自分または配偶者のフルタイムの職業訓練・教育のために、2 万カナダドルまで非課税で引き出すことができる。ただし、引き出した金額は 10 年以内に返還しなくてはならない。

RRSP は 71 歳になった年の 12 月 31 日までに終了しなくてはならない。口座資産は、一括または分割で引き出すことになり¹⁸、加入者は資金を受給した時点で所得税を課されることになる。

RESP の取扱業者と RESP の事例

RESP 取扱業者別の RESP 資産額シェアは図表 8 の通りである。最も大きなシェアは投資銀行・証券会社（39.7%）であり、次いでグループプラン（28.9%）となっている。また図表 9 に示した、RESP 取扱業者別の CESG や CLB の給付シェアを見ると、CESG 給付については、投資銀行・証券会社のシェアがやや大きくなる（40.0%）。これに対し CLB 給付については、投資銀行・証券会社のシェアは小さくなり（31.9%）、グループプランが最大のシェアを持つようになっている（37.9%）。

以下では、RESP を取り扱う金融機関の代表例として、TD Canada Trust の事例を紹介する。TD Canada Trust は TD Bank Financial Group のリテールバンキング部門であり、同社では個人プランと家族プランを提供している。

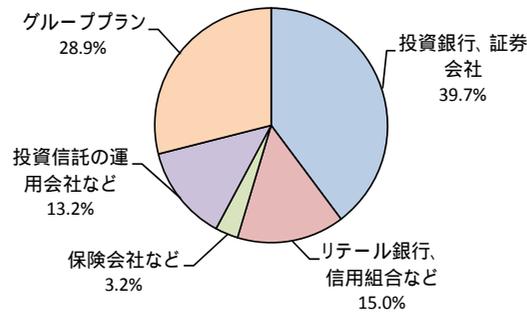
RESP 口座を開設するためには、加入者が支店訪問もしくは電話を通じて申請する。申込み時には、加入者と受益者の社会保険番号が必要であり、将来必要となる貯蓄額を推定

¹⁶ 加入者が指定しなければ、RESP 口座のある金融機関が選択する。

¹⁷ Pension Adjustment と Past Service Pension Adjustment を差し引き、Pension Adjustment Reversals を加算する。

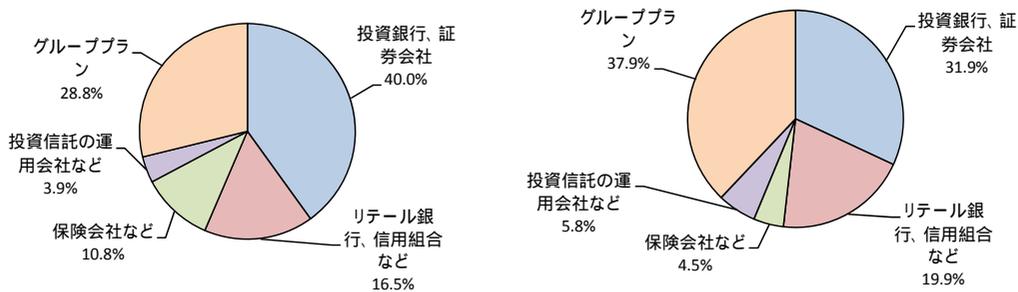
¹⁸ 分割で引き出す場合は、登録退職所得ファンド（Registered Retirement Income Fund; RRIF）へ移管するか、終身年金や確定年金を利用する。

図表 8 RESP 取扱業者別の RESP 資産残高シェア



(出所) カナダ人材社会開発省 “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011” より野村資本市場研究所作成

図表 9 RESP 取扱業者別の CESG と CLB 給付シェア



(出所) カナダ人材社会開発省 “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011” より野村資本市場研究所作成

し、予算に合った拠出スケジュールを選択し、個人プランと家族プランのいずれかを選択する。加入者が受け取れる政府給付金も確認する。

TD Canada Trust が提供する RESP 商品は、TD Guaranteed Investment Certificates (GICs)、TD Mutual Funds RESP、TD Waterhouse RESP の三種類である。

は Toronto-Dominion Bank (TD Canada Trust) がプラン取扱業者である。元本(初回拠出額)が 100%保証されるもので、固定金利もしくは変動金利の GICs を選ぶことができる。様々な投資期間・金利の商品が用意され、フレキシブルな投資が可能である。手数料はかからない。

は TD Asset Management Inc.がプラン取扱業者である。投資信託が中心で、幅広い投資先を選択でき、積極運用の投資信託を通じてプロの運用の恩恵を享受することもできる。投資を行うにあたり、投資期間とリスク許容度についてのスコアを計算し、適切な商品を選ぶ指針として利用することができる。加入者自身で単独もしくは複数の投資信託を組み合わせることもできるが、プロの運用マネージャーが TD の複数のファンドに分散投資する all-in-one の投資ソリューションである、TD Comfort Portfolios を選択することもできる。加入者が投資信託を選ぶ際には、TD Asset Management Inc.の投資信託販売業者である TD

Investment Services Inc.の登録投資信託販売員に相談して、目的に合った商品を選ぶ。投資信託初回拠出額は 100 カナダドルから、定期引き落としの場合は 25 カナダドルから利用できる。

は TD Securities Inc.がプラン取扱業者である。非常に幅広い種類・投資先の運用商品から投資先を選択することができる。年間管理手数料は 50 カナダドルだが、口座残高が 2 万 5,000 カナダドル以上あれば手数料は免除される。

RESP 口座資金を高等教育資金として引き出すには、加入者が引出申込み用紙と受益者の入学証明書類を提出して申請する。加入者が資金の引出方法や解約商品を指定し、加入者の指示により資金が受益者に送付される。

わが国への示唆

ここまで述べた通り、カナダにおける家計の大学教育資金作りの上で、RESP は重要な役割を果たしている。RESP は少額から利用できることや運用益課税が繰延べられることに加えて、所得に応じた給付金が政府から付与されることもあり、資力に余裕ある家計のみならず幅広い所得・資産階層を支援する制度設計となっている。もちろん、このような手厚い支援は、この制度がカナダの人口対策としての子育て支援策の一環としても位置づけられることや、比較的安定した財政基盤があるからこそ可能になっているという一面もある。しかし、このような家計の教育資金作りに対して政府が（税制優遇措置等により）支援するというスキーム自体は、カナダに限られるわけではない。OECD によれば、このようなスキームは米国をはじめ 9 か国で導入されており、子どもの教育のみならず社会人の高等教育や職業訓練にも利用されている。

カナダでは、大学授業料は消費者物価を大きく上回る高騰が続いてきたが、RESP は家計の教育資金作りを支援する制度として、隣国米国で普及する類似制度である 529 プラン¹⁹ よりも早く導入され、使い勝手の良い制度にするための工夫が重ねられてきた。その工夫の中には、連邦政府による支援の拡充に加えて、州政府による支援制度の導入もあり、国のみならず地方政府も協力して制度が整えられてきた点も注目される。また、子どもの教育資金をめぐる問題は、親自身の老後資金の確保と表裏一体をなす問題であるが、カナダでは RESP を利用して子どもの高等教育のために築いた資産を、非課税のまま親自身の退職資金形成制度である RRSP へ移管できるようになっている点も、この問題に対処するための制度設計上の工夫として注目されよう。

わが国に目を転じると、カナダに比べて高等教育段階の家計負担が重く大学授業料も高いが（図表 10・11）、家計の大学教育資金形成を支援する恒久的な制度は導入されていない。しかし、20～40 歳代の貯蓄目的として「こどもの教育資金」が筆頭に挙げられていることや（図表 12）、家計資産の 6 割が 60 歳以上に偏在していることから、教育のた

¹⁹ 詳しくは、宮本佐知子「米国 529 プラン拡大の背景と教育資金税制優遇の意義」『野村資本市場クォーターリー』2012 年夏号参照。

図表 10 主要国の学校教育費の公私負担割合

(%)

	初等・中等教育				高等教育			
	公財政	私費			公財政	私費		
		合計	家計	その他		合計	家計	その他
カナダ	89.1	10.9	3.9	6.9	62.9	37.1	20.2	16.9
フランス	92.2	7.8	6.2	1.6	83.1	16.9	9.7	7.3
ドイツ	87.6	12.4	x	x	84.4	15.6	x	x
日本	90.4	9.6	7.7	2.0	35.3	64.7	50.7	14.1
英国	78.7	21.3	10.8	10.5	29.6	70.4	58.1	12.3
米国	92.1	7.9	7.9	a	38.1	61.9	45.3	16.6
OECD平均	91.2	8.8	~	~	70.0	30.0	~	~

(注) 1. 国はアルファベット順に並んでいる。
 2. 数字は2009年、カナダのみ2008年。
 (出所) OECD “Education at a Glance 2012”より野村資本市場研究所作成

図表 11 主要国の高等教育段階における学校種別授業料

単位(ドル)

	公立校	私立校
カナダ	3,774	x
フランス	190-1,309	1,128-8,339
ドイツ	m	m
日本	4,602	7,247
英国	4,731	m
米国	6,312	22,852

(注) 1. 2008-2009年度の授業料。購買力平価によるUSドル換算額。
 2. 英国は公立校部分に Government dependent private institutions の金額を使用。
 3. 表中の記号 x は公立校の金額に含まれることを、m は金額が入手不可なことを示す。
 (出所) OECD “Education at a Glance 2012”より野村資本市場研究所作成

図表 12 世代別の貯蓄目的

(%)

		病気や不 時の災害 への備え	子どもの教 育資金	子どもの結 婚資金	住宅の取 得または増 改築などの 資金	老後の生 活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行、レ ジャーの資 金	納税資金	遺産として 子孫に残す	とくに目的 はないが、 金融資産を 保有してい れば安心	その他
世帯主の 年齢別	20歳代	51.4	62.9	2.9	40.0	28.6	14.3	27.1	1.4	2.9	18.6	2.9
	30歳代	55.7	66.5	4.0	28.1	32.4	17.6	19.0	4.0	2.3	24.4	3.7
	40歳代	58.4	64.7	5.3	12.2	51.3	17.9	10.1	3.4	3.6	20.8	4.2
	50歳代	65.6	31.2	11.6	14.4	67.3	14.9	12.1	4.8	4.5	18.8	4.6
	60歳代	74.1	2.8	7.8	12.7	82.7	13.9	16.2	8.1	5.4	23.4	2.9
	70歳以上	76.4	2.3	2.5	11.0	74.1	8.8	10.3	7.1	11.1	24.9	6.1

(注) 貯蓄を有する二人以上世帯への調査結果であり、3つまでの複数回答。各世代で回答が最も多かつたものにシャドウを付けている。
 (出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(平成24年)」より野村資本市場研究所作成

めの資金形成を支援する制度を導入すれば、その恩恵を、世代や所得・資産階層を問わず幅広い家計で享受できると考えられる。

人口が減少するわが国において、中長期的な成長戦略を考える上で「人材育成」は重要な要素であるが、今後はそのための費用をいかに手当していくのかについても、議論を重ねていく必要がある。海外ではそのための制度整備が着実に進められていることにも注目すべきではないだろうか。